

平成 27 年第 1 回定例会 行財政改革・地方分権特別委員会

平成 27 年 3 月 4 日

谷口委員

それでは、税制改正の概要についてお伺いしていきたいと思います。

その中の法人税の改革についてでありますけれども、今回、実効税率を引き下げるために交付税や法人税、それから県税の事業税の引下げが行われるわけですが、この税率引下げで、神奈川県に具体的にどれくらいの影響が出てくるのか、お伺いしたいと思います。

税制企画課長

法人税と法人事業税で税率の引下げによる本県への税収影響額といたしましては、平年度ベースで申し上げますと、法人税の税率が引き下がることによりまして、法人税額を課税標準としております法人県民税に約 12 億円の減収があると見込んでおります。また、法人事業税所得割の税率を引き下げることによりまして、法人事業税で約 493 億円の減収と見込んでおります。併せて、税率引下げによる減収影響は 505 億円程度と見込んでいるところでございます。

谷口委員

平年度ベースで 505 億円の減収となるという見込みだということでもあります。

一方で、それを穴埋めする策として、午前中もお話がありましたけれども、外形標準課税の拡大と、それから欠損金の繰越控除の当面の立ち上げと見直しが行われるわけですが、こちらの方の影響はどの程度見込まれるのか、お伺いしたいと思います。

税制企画課長

こちら平年度ベースの影響額といたしましては、まず外形標準課税の拡大、付加価値割と資本割の税率引上げになります。それによりまして、法人事業税で約 498 億円の増収と考えております。また、欠損金の繰越控除制度の見直しですとか、受取配当等の益金不算入割合の見直し、こういったもので、法人県民税、法人事業税合わせまして約 33 億円の増収と見込んでおります。

さらに、法人事業税の一部を国税といたしました地方法人特別税というのがあるんですが、これは譲与税で県の方に譲与されますので、そちらの地方法人特別譲与税につきましても、欠損金繰越控除制度の影響が及びますので、こちらについて約 39 億円の増収と見込んでおりまして、合計で課税ベースの拡大によりましては 570 億円程度の増収と見込んでおります。

谷口委員

その結果、午前中の答弁にもあったように大体 65 億円ぐらいの増収ということで、平成 27 年度はすぐには出てこなくて、平成 28 年度以降ということなんですけれども、基本的なことなんですけれども、これはすう勢として、平成 28 年度以降も同じような影響ということで見越していると見ておいていいんですか。

税制企画課長

こちらの税制改正の影響額というのは、今と同じ経済情勢だったときに税率が変わったことによる影響額というふうにはしか見込めませんので、例えば急に景気が悪くなれば、下がってしまうと思いますし、物すごく景気がよくなれば、

もう少し増収影響額が出るかもしれませんが、ただ所得の部分の税率を下げますので、景気がよくなっても、増収に大きく寄与するというようなことは余り見込めないと思いますが、今のこの状況と同じような状況であれば、この改正による影響額は通年それが続くと思込んでおります。

谷口委員

外形標準課税の方は、いわゆる赤字法人にも税負担をお願いするというところで、今回、平成27年度、28年度にかけて、付加価値割については2倍、資本割も2倍にしていくということで、利益の出していない企業にとっては、利益が出ていない上に税負担が増えるということで、相当な厳しい状況になるのではないかと思いますけれども、具体的にどの程度負担が増えるのか、企業によって当然ばらつきはあると思うんですけれども、その辺の大体のところを教えてくださいませんか。

税制企画課長

この外形標準課税の拡大につきましては、所得割の税率の引下げと、付加価値割、資本割の税率引上げによる増減収というのは、全国ベースの法人事業税では、増減収にプラスマイナスが生じないように、基本的には税収中立となるような制度設計で税率が設定をされております。

ただ、委員御指摘のように個々の法人について見れば、所得に対する税率を下げて、所得以外の部分で税率を上げますから、所得が出ている企業にとっては減税となりますけれども、一方で所得が出ていない赤字の企業については、赤字であっても給与支払総額等に付加価値割等かかりますので、そういった面で赤字企業にとっては税負担が増えるというケースがございます。

これにつきましては、国が全国ベースの試算をしておりますが、それによりますと、1社当たりの平均で赤字企業の負担増は約1,600万円と試算されております。

谷口委員

全国ベースだと平均で1,600万円の負担増ということなんですけれども、これも資本金が1億円超といっても、1億円ちょっと上回ったところもあれば、数十億円というところもあるので、その辺の資本金ごとの分布みたいなものというのは分かるんですか。

税制企画課長

国の試算によりますと、資本金1億円超から10億円以下の法人につきましては、負担増は300万円と試算されております。10億円超50億円以下の法人は1,500万円、50億円超100億円未満の法人は2,900万円、100億円以上の法人は1億5,500万円、このように試算がされております。

谷口委員

かなりのばらつきがあるわけなんですけれども、特に付加価値割の内容としては、給与総額等ということなんですけれども、今、全体的に給与を上げようとしている中で、こうした今回の平成27年度から始まる税制改正で、そういう給与を据え置くとか、下手したら押し下げるような、何かそういう悪い影響が出てくるのではないかという懸念もあるんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

税制企画課長

委員御指摘のとおり、外形標準課税の付加価値割は、給与支払総額等が課税標準になりますので、そういった懸念はこの税制改正が議論されているときにもありました。

そうした中、今回の制度改正におきましては、そもそもこの外形標準課税というのは、給与を支払えば、企業のもうけというのは経費として給与を引きますから、もうけが減りますので、実は給与の支払額だけではなく、単年度の損益もプラスして付加価値割なので、本来は行って来いというか、給与が増えて、その分経費が減るので、利益が減るということで、プラスマイナスは、給与が増えてもならないような仕組みにはなっております。ただやはり今こういう給与を増やしていこうという状況の中では、今回税制改正の中で、増えた分、丸々それがプラスに課税されないように、その増えた分を減らせるような、そういった仕組みも併せて導入をされております。

谷口委員

例えば神奈川県の場合は、午前中の答弁で、平成 25 年度で資本金 1 億円を超える会社が 5,000 社で、そのうち赤字は 1,000 社ということでしたけれども、もし分かれば結構なんですが、平成 24 年度以前の数字がもしあれば教えていただけますか。

税制企画課長

平成 24 年度の法人の数で申し上げますと、資本金 1 億円等の法人数が 5,437 法人ですので、約 5,000 社強です。そのうち欠損法人、あるいは赤字企業は 1,959 社ございまして、赤字法人の割合は 36%となっております。

その前の年の平成 23 年度は、外形標準課税の対象となる法人が 5,616 社ございまして、そのうち欠損法人は 2,263 社ですので、欠損法人の比率は 40.3%でございます。

谷口委員

分母も少し減ってきているけれども、赤字企業が平成 23、24 年度から比べると、ほぼ半減をしているという状況がよく分かりました。

ちなみに、今回、1 億円超の法人ということなんですけれども、仮にですけれども、中小についてはどういう扱いになっているのか、再度確認をさせていただきます。

税制企画課長

今回の法人税改革につきましては、主要国ではアメリカとともに非常に高くなっていると言われております実効税率を引き下げて、日本の立地競争力を強化するとか、あるいは企業の国際競争力を高めるとか、そういった趣旨で行われたものでございますので、主に改革の視点が大法人中心の改革となっております。このため、中小法人につきましては、今回の改正で法人税の税率引下げは対象となりますけれども、法人事業税につきましては、税率の引上げも引下げもございません。

また現在、中小法人の年 800 万円以下の所得の部分には、法人税の軽減税率の特例というのがございまして、非常に税率が低くなっているんですが、それにつきまして、その適用期限が今年度末で切れるものが、2 年間延長されてお

ります。

さらに、欠損金の繰越控除制度につきまして、午前中いろいろ御答弁させていただきましたが、限度額が設けられているのは資本金1億円超の大法人でございまして、中小法人につきましては全額欠損金の繰越控除ができると、そのところもそのまま残されておりますので、中小法人にとりましては、大きな影響を及ぼすような改正にはなってございません。

谷口委員

いろいろ種々伺ってきましたけれども、全国ベースでは、減税の部分と増税の部分と行って来いというか、とんとんということで制度設計はされているんですが、いずれにしても、赤字企業にとっては負担が増えるわけで、その辺のところを県内の現状をしっかりとつかんでいただいて、また国に対して、それを受けての様々な課題について、要望をしっかりとっていただきたいと思います。

続いて、電子化全開宣言の新たな文書処理システムについてお伺いしていききたいと思います。今回の資料を見ますと、今年度3月末までに目標が達成できないというBランクになっていますけれども、その辺について、何点かお伺いしたいと思います。

今、文書はほとんどパソコンで作られているわけで、国、市町村とのやり取りも、当然電子文書ということになっていると思うんですけれども、そもそも本県の文書処理システムはどういうふうになっているのか、お伺いしたいと思います。

文書課長

現在、統合文書処理システムがございまして、これは全庁共通の内部管理事務を担うシステムの一つでございまして、文書の收受から開示、施行、保存管理に至る文書処理プロセス全体を管理するシステムということになってございます。

平成11年度に独自開発でシステム投入いたしましたけれども、会計システムとの連携における稼働当初の不具合等から、現在、会計処理過程での電子決済機能や、文書を管理する際のファイル基準表の作成、こういった一部の機能に限って利用をしているという状況でございまして。

谷口委員

課長の方で今説明していただいたんですけれども、県全体のいろいろな文書管理システムの中で、本来やろうとしていた中で、どの程度しかできていないとか、もし分かれば教えてください。

文書課長

全体というのは、保存文書の量で言うか、それとも決裁で言うか、いろいろと見方があるかと思いますが、今申し上げた決裁ということに限って言えば、今は会計処理の関係の電子決裁のみということですので、正確な件数は現在持ち合わせておりませんが、ごく一部を使っているという状況ということになります。

谷口委員

本県としては、システムは全国に先駆けてというか、早い段階で導入をして

やっていたわけでありますけれども、今度入れる検討中の新しいシステムについては、その辺のところはどう対処をしていくのか、今、課長の御答弁の中にも、不具合等もあって、一部でしか使っていないということなんですけれども、その辺のところはどういうふうにしていくのか、確認をさせていただきます。

文書課長

新たに文書管理システムを導入しようとしておりますけれども、これはまず独自開発という形ではなくて、既に商品化されたパッケージソフトを活用する予定でございます。

また、平成11年度運用当初に問題にされた、今申し上げた会計システムとの連携という部分につきましても、今回は別のシステムとして切り離されておりますので、そうした過程についての心配はないと思っております。平成11年当時からありますので、15年経過しておりますけれども、この間、先ほど委員おっしゃられたように神奈川県は先駆けてシステム開発に取り組んだわけですが、そうしたソフトが各自治体で導入されるようになりまして、どんどんとその中身も進歩をしてまいりました。そうした状況の中で、商品化された実績のあるソフトの活用を図りますことから、前回のような問題が発生する心配はないと考えております。

もちろん、そうは申しましても、神奈川県として必要な機能は加えなければなりませんし、様々な課題をきちんと整理していかなければいけないと思っておりますので、支障なきようしっかりと進行管理に努めてまいりたいと思っております。

谷口委員

パッケージソフトを利用する予定だということなんですけれども、これは基本的なことです。今、クラウド上で、ソフト自体もクラウド上に置いて、様々なサービスの提供を受けるということが進んでいるわけでありますけれども、それによって様々な日進月歩の技術も、いろいろ享受できるという利点もあるかと思うんですけれども、この文書管理システムについてそういうことが現在可能なかどうか、若しくは、今、全国的にどういう状況になっているのか、お伺いできますか。

文書課長

クラウドということですが、本県が今整備しようとしているデータセンターもクラウド技術を活用した、一種のクラウドと言うこともできますと思いますが、全国的に見て、外部の民間のデータセンターに文書システムを置いて、それを複数の自治体が使うというようなことをおっしゃっていると思っておりますけれども、そういったこともごく一部の自治体等で始まっていることは事実でございます。

ただ、どうしてもそれぞれの自治体は、業務そのものが違いますし、全く同じものを全く同じように利用できているという環境は必ずしも整っていないので、やはり近くの自治体とか小さな自治体で動き始めているというのが現状だと思います。

谷口委員

今回、まだ予定どおりには進んでいないということでありますけれども、導

入によって、どういう効果が期待できるのか、分かりやすく説明をしていただけますか。

文書課長

まず一つには、業務管理の適正化と考えています。例えば、今、通常の文書を紙で回しているんですけども、起案者が文書を作って、決裁に回しますと、もうその起案者を一旦離れると、文書が一体どこの職員を回っているのか必ずしも明確ではないというか、そういう状況が発生し得る状況がございます。これに対して、システム化されますと、文書の基本的な情報である書誌情報が、起案と同時に登録されるということになりますので、その進行状況が、決裁者にとっても、必要な決裁が今どういう状況にあるのか、あるいは起案者にとっても、自分が回した決裁が今どういう状況にあるのかといったことが一覧の下に分かるということで、行政文書の所在、進行管理、そういったことが自然にできるようになるというのが一つはあると思います。

また、電子決裁によって、会議者不在の場合、上席者がその起案を引き上げて決裁をするといったことも可能になってまいりますので、意思決定の迅速化が図られると考えております。

さらに、電子文書ということですと、共有化がしやすいとか、あるいは過去の文書の再利用、そういったこともできるので、仕事の効率化に資すると考えております。

ひいては、ペーパーレス化の推進ですとか、保存スペースの削減といったことにもつなげていければと考えております。

谷口委員

今回、予定から遅れているわけでありましてけれども、なぜ遅れているのか、それから、いつまでにやるのか、そこを最後にお聞かせください。

文書課長

平成25年度に文書システムについての基本構想を策定いたしました。そして、平成26年度には、基本計画の策定に向けて、いろいろな調査をさせていただきました。他県の現状のシステムに関する調査を47都道府県にかけたり、あるいは事業者から購入するパッケージソフトについて、その機能を確認させていただいたり、あるいは文書事務についての職員アンケートを全庁的に展開するといったことをさせていただきました。

そうした中でございますけれども、この文書システムは、全庁職員が日々使う大変大きなシステムでございます。そういったことから、実際に職員が使いやすいように、より良いシステムにしていくために、調査の補完、検証が更に必要であると考えた次第でございます。

例えば、他県でいろいろ調査させていただきましたけれども、今、他県が導入している機能の中で、本当によく使われている機能は何なのか、あるいは、これは入れるべきであったと今考えられるような機能は何なのか、少し具体的に調査の中身も深めまして、確認などをさせていただいています。そういった、一例ですけれども、アンケート調査等も含めて、再聴取したり、中身を再検討するなどいたしまして、より詳細な検討を加え、それらの結果を基本計画の内容に盛り込みたいと考えているところです。

今後、基本計画がまとめ次第、できるだけ早期にシステム設計費を予算計上し、平成29年度の稼働を目指して、設計開発を進めてまいりたいと考えているところです。

谷口委員

慎重にしっかりと調べながら、なおかつ予定どおりいくように取り組んでいただきたいと思います。

最後にマイカルテについて少しお伺いしていきたいと思います。

マイカルテの取組の一環として、お薬手帳の電子化ということに取り組んできているわけでありませけれども、今回、評価がAランクということになっているわけですが、この2年間、お薬手帳の電子化に取り組んできて、どういう成果が上がってきたのか、確認させてください。

医療課長

平成25年5月から26年9月に行いました実証実験では、3病院、54薬局に御参加いただきまして、参加者は722人に上っております。また、平成26年10月に民間運営を開始いたしまして、民間事業者が精力的に普及啓発や薬局への説明を行っておりまして、平成27年1月末時点でこのアプリケーションの利用者は1,218人となっております。

また、県はこういった取組を進めているということは広く注目を集めておりまして、新聞や薬局関係のメディアへの掲載のみならず、総務省の平成26年版情報通信白書にも、スマートフォンやタブレット端末が普及する中で、個人の健康医療情報を取り込める環境が作られるようになり、そして取り込んだ情報を用いて、個人に合った、いわゆるパーソナルサービスが作られていく可能性が出てきたと考えられると、今後の発展についても評価をされております。

谷口委員

一定の成果はあったと思うんですけども、知事はもともとマイカルテをやっていたということで、マイカルテをやることによって、それから多くの方に使っていただいてビッグデータを集めて、それを分析しながら様々な取組をしていこうと、医療費も抑えていくという取組だったと思うんですけども、なかなかそのところまで見えてこないというのが私の印象なんですけども、お薬手帳のいろいろな実証事件等は進んでいるのでよく分かるんですけども、なぜマイカルテの方がまだ進んでいかないのか、その辺の理由についてお伺いできますか。

医療課長

マイカルテを導入するに当たりましては、有識者からなるマイカルテ検討委員会を平成24年5月に立ち上げまして、基本方針を検討しました。検討したところ、将来的には医療情報を取り込んでいくことを目指すということになりましたけれども、やはり電子カルテのシステムがなかなか標準化していないということや、電子カルテ自体が、その当時使われていたところが25%にも満たなかったぐらいだったので、まずは取り組みやすいところ、効果のあるところからということで、お薬手帳の電子化から取り組むということになりました。

また、いろいろな先事例を研究しましたところ、ばく大な補助金を投入しましても、補助金が終了した途端に事業が終了してしまうようなことが多々あ

りまして、持続可能な事業ということになりますと、公費に頼らないで民間事業者による運営ということを目指すということで、これを基本方針として取り組んでまいりました。

そこで、まずは実証実験を実施いたしまして、実際にシステムを運用することによって利用者のニーズの呼び起こしを通じて、民間事業者が参入しやすい環境を整備することとしました。そして、その結果としまして、昨年10月に民間事業者による運営を実施して、現在ようやく軌道に乗ってきたというところでございます。

これらの取組で明らかになった課題を踏まえて、今後の展開を検討していきたいと考えております。

谷口委員

最後の明らかになってきた課題について、例えばどういうものがあるんでしょうか。

医療課長

昨年10月に参加者へのアンケートなどを実施しましたところ、やはり良いところという点では、常に携帯できるアプリであるということで、クラウドサーバーで情報を管理しているので、災害などでも使うことができるということをお願いした一方で、やはりお薬手帳を電子化するだけではメリットを感じないとか、お薬手帳以外の検査結果とか、健康関連の情報も併せて記録できる機能がほしいなどの要望が寄せられております。

また、やはり高齢者の方などは、スマートフォンの使い勝手がよく分からないということもありますし、現状では、対応している薬局はまだ少ないということもあります。

そして、多くの方にマイカルテを利用していただくには、やはり個人情報の利活用というハードルがございますので、そういうところなどの環境整備、それからお薬手帳以外のデータ規格の統一などが必要になってくる環境整備が課題となっております。

こういうことを、利用者から寄せられた意見や分かってきたことなどを生かしながら、今後、健康情報や健康診断の結果などを取り扱うことも検討して、そしてこれまでの取組を発展させていく必要があると考えております。

谷口委員

最後に要望を申し上げますけれども、知事がおっしゃっていた、ビッグデータを使って様々な分析をして、県の様々な未病体制なり、病気にならない対策に使っていくということは、非常にすばらしい観点だと思うので、是非取組を更に活用させていただいて、一步でも早く前進できるように頑張ってくださいと思います。